

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和7年度第1回福津市いじめ防止対策審議会
開 催 日 時		令和7年5月22日(木) 午後15時30分から 午後16時45分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館 2階 大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 坂井委員、春田委員、藤巻委員、大石委員 (2) 欠席委員 中島委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		薄教育長、宮原教育部長、石井学校教育課長、原尻理事兼主幹指導主事、木村係長兼指導主事、原田指導主事、係員天野
会 議	議 題 (内 容)	・福津市生徒指導上の諸課題等について ・福津市いじめ防止基本方針について
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非 公 開 の 理 由	—
	傍 聴 者 の 数	3名
	資 料 の 名 称	・いじめ防止対策審議会 次第 ・いじめ防止対策審議会委員名簿 ・昨年度(R6)の福津市小中学校いじめにかかわるデータ ・福津市いじめ防止基本方針
会 議 録 の 作 成 方 針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 記録内容の確認方法
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 教育長あいさつ

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 会長選任

坂井委員を会長に選任した

5 協議

坂井会長を議長として進行

○福津市生徒指導上の諸課題等について

原田指導主事より説明を行った。

質疑応答

松永委員

質問(1)重大事態のSNSいじめとはどういったものか。どのように発覚したのか。

原田指導主事

質問(1)被害生徒と他人になりすました複数生徒が性的なやり取りをしたもの。被害生徒および家族からの申出と被害生徒の学校への行き渋りに対し、周囲の生徒が当該事案について教師に報告したことで発覚した。学校で被害生徒への確認や生徒への聞き取りを行い、周囲の生徒のサポートで被害生徒は現在、登校できるようになっている。

大石委員

意見(1)中学生でいじめの相談ができていない点が心配である。大人に相談しないと
いう子もいるが、手段としてLINEなどを利用した相談窓口があることを情報提供している。

春田委員

質問(2)いじめの認知について学校や年度によるばらつきはどこからきているか。

質問(3)アンケートが有効であるか。形骸化されていないか。学校毎に違うのか。

意見(2)タブレットなど、子どもの気持ちを汲み取るツールを導入してはどうか。

意見(3)児童生徒のいじめが良くないことであるという知識はあるが、いじめをしないということに行動に結び付ける必要がある。

意見(4)いじめに対して教師の認識が誤っている部分がある。教師に向けた研修をしてはどうか。

原田指導主事

質問(2)組織的な取り組みが不十分である。定義の認識の差を組織として徹底させる必要がある。文部科学省は全職員で認識を持つよう研修を勧めており、市も勧めている。

質問(3)アンケートは基本市で統一しているが、加えて学校で調査をしている部分もある。福津市ではアンケートを担当、学年担任、主幹教諭、教頭、校長が点検を行い、見落としがないようになっている。

大石委員

意見(8)いじめについて教師が周りの職員に話がしやすいような環境づくりが必要である。

原田指導主事

意見(8)学年で話をするようにしており、中学校においては担任以外の教師に相談する件が比較的多くある。

坂井会長

質問(4)いじめは認知することが大事であり、管理職のリーダーシップが重要である。管理職への研修は行っているか。

原田指導主事

質問(4)担当者については実施しているが、管理職には不登校に関しては行っているが、いじめについては行っていない。

坂井会長

質問(4)について

他市の例だが、校長が間違っただけのリーダーシップを発揮し、学校のみで問題を解決しようとし、スクールソーシャルワーカーなどを会議に入れずに対応したことで、問題が悪化し、解消できなかったことがあった。

春田委員

質問(5)いじめ重大事態の第2号が少ないが、不登校が非常に多い。不登校の背景にいじめが関わっていないか確認する必要がある。こんなに第2号事案が少ないのか。

原田指導主事

質問(5)いじめ担当者の研修会においても説明を行い、真摯に取り組みたい。

春田委員

質問(6)いじめの解消とは何をもって解消としているか。

原田指導主事

質問(6)法に順じたものである。

松永委員

意見(9)小学1年生、中学1年生でのいじめが多いが、市外から転入してきていることによるのではないか。小学1年生では4月生まれと3月生まれでは1年近く成長の差がある。成長の差で声をかけて肩を軽く叩いたことでも、大声で叩かれたと感じるケースもあるのではないか。

意見(10)現在、発達障がいを抱える子が増えており、いじめの加害および被害が増えているのではないのか。発達障がいがある子がベースにあっても気づいていない、支援級に在籍しない場合もある。特性のある子がクラスで目立つことによりいじめに繋がることもある。すべてを教師が発見することは難しいので、他からの助言を取り入れやすい環境づくりが大切である。

質問(7)学校のいじめ担当者の選任はどうなっているか、担当者が学校で研修をして市教委に報告等はあるのか。

原田指導主事

質問(7)いじめ担当者の選任は学校判断で、毎年変わることもある。担当者が学校で研修を行い報告することはしていない。

坂井会長

意見(11)若い教師など余裕の無さがいじめの認知低下に繋がる。働き方改革で業務改善を市教委が行う必要がある。

春田委員

意見(12)スクールロイヤーを導入してはどうか。教師が疲弊する前に相談できる環境づくりをする必要がある。

○福津市いじめ防止基本方針について

原田指導主事より説明を行った。

質疑応答

大石委員

意見(13)P.4いじめの解消について加害児童生徒が反省しているという文言を追加してはどうか。加害生徒の反省の様子が被害生徒の立ち直りに繋がるのではないかと。

坂井会長

意見(14)P.14マニュアルがあつてないようなものになっていないか、発生と調査の中に各学校のマニュアルに関する事項を入れてはどうか。対応マニュアルに沿って適切な対応をする必要がある。

原田指導主事

意見(14)各学校のいじめ防止マニュアルは市の基本方針が核になる。学校のマニュアルは市のマニュアルを基本として4月の管理職研修でも毎年見直しをするよう指導している。

春田委員

質問(8)市の基本方針は全教職員が確認しているのか。

原田指導主事

質問(8)学校のマニュアルは確認するように指導しているが、改めて市の基本方針についても確認を求めるようにしていきたい。

春田委員

質問(9)学校のマニュアルは学校のホームページで公表しているのか。

原田指導主事

質問(9)学校のマニュアルは学校のホームページのトップ画面で見れるよう指導している。

坂井会長

福津市いじめ防止基本方針について採決をとる。
一同賛成の挙手により可決（今回での改訂なし）

6 その他

特になし。

7 教育委員会あいさつ

原尻理事兼主幹指導主事が行った。